

# 建荷協長野支部通信

第3巻 第5号

発行日平成28年2月3日

## 1 全国支部長会議、事務局長会議開催される

1月28日、東京のホテルグランドパレスにおいて、全国支部長会議が開催されました。同会議には遠藤支部長が出席され、事務局長が随行いたしました。

支部長会議では、厚生労働省、経済産業省の来賓挨拶の後、協会の現況について報告がありました。会員数は平成27年12月末で4,332社、対前年同期比で12社減少しています。また、検査済標章頒布は増加しているが、出荷標章、アタッチメント検査済みシールは減少し、記録表も減少していること、そして、研修、教育の受講者数は対前年に比べ、いずれも増加していることが報告されました。

次に、平成28年度事業計画(素案)が説明され、「前年度に引き続き、労働災害防止を目的として、各種事業を本部・支部一体化の下に展開する」としております。

## 2 第3回研修委員会開催される

12月11日、油やで本年度第3回研修委員会が開催されました。

まず、平成27年度に実施した研修結果について報告され、受講者の合計は388名であり、昨年度より20名減少しています。

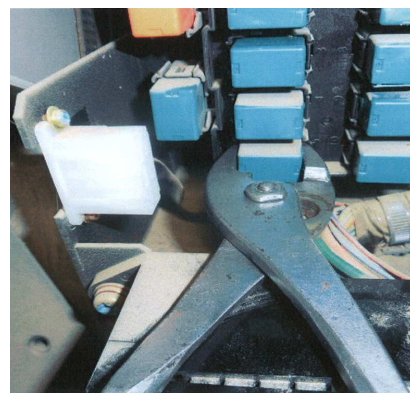
次いで、平成28年度の研修計画が提案され、例年と同じ並びで実施することで了承されました。「危険の見える化セミナー」は、来年度は長野で実施し、フォークリフトの月例定期自主検査コースは行わないこととしました。

最後に、「最近の暴力団情勢と対応要領について」(公財)暴追センターの藤井孝代表理事からシリアスな講演をいただきました。企業指針として、5つの基本原則①組織としての対応②外部専門機関との連携③取引を含めた一切の関係遮断④有事における民事と刑事の法的対応⑤裏取引や資金提供の禁止が重要であり、2つの取組み(別添資料参照)①表明・確約書②暴力団排除条項が必要であること等を具体例をもってご説明いただきました。

翌1月29日、同ホテルで事務局長会議が開催され、各種業務における変更点・留意事項について説明がありました。また、樋口常務理事からは、昨年同様、内閣府の立入検査が行われる可能性があるため、各支部においても準備を怠らないよう指示がありました。

また、本部から、研修講師の委嘱期限について通知があり、「満70歳に達した年度末」をもって終了することとされました。当支部の研修講師にも該当される方が4名おり、世代交代を行わないと研修事業の継続が困難になります。会員各社から講師のご推薦を強く働きかけることとしました。

さらに、研修を円滑に進めるため、研修業務規程の制定についても了承されました。



**リレー取れるんやー:**市販のプライヤーをグラインダーで削り、リレーの大きさに合わせ、脱着の作業効率を上げた。(平成27年度考案)

### 目次:

全国支部長会議、事務局長会議開催される	1
第3回研修委員会開催される	2
危険の見える化(リスクアセスメント)検討小委員会開催	3
第2回地域協議会会長会議開催される	4
事務局だより	5

### ハイライト:

- ・ハンカーボン記録用紙の申込を受け付けております。2月12日がメ切になっております。早めにお申し込みください。
- ・暴追センターは長野県にもあります。(TEL: 026-235-2140)

### ノンカーボン特定自主検査記録表

の申込を受け付けております。2月12日までにFAX若しくは郵送でお申し込みください。

申込み用紙は、当支部のホームページからダウンロードできますのでご利用ください。

(※ノンカーボン用紙は経年劣化するため、受注生産で、年2回の申込となっております。今回申し込み分の納品は4月下旬となります。)

「データの偽装・改ざんがカビのように業界に蔓延していた」

#### お知らせ

『定期自主検査お済ですか?』の通年リーフレットにつき、「下部に取扱い事業所の連絡先等記入できるスペースがほしい」というご要望をいただいております。

当該スペースを空けたものを、当支部のホームページ(リーフレット等のバナー)に掲載してありますのでご利用ください。

#### Q&Aコーナー

**Q:** 当社は外国製の建設荷役車両も扱う代理店である。外国製車両の新車販売に際して、建荷協の出荷標章を貼りたい。どのように注文したらよいか?

**A:** 日本国の法律が適用になりますから、労働安全衛生法の構造規格に定められた要件を満足している必要があります。これが確認できれば標章を販売いたします。通常の注文様式によりご注文ください。

構造規格要件を確認できるような文書・書類をご提出いただき、確認の上での販売ということになります。

(本部協議済み)

## 3 危険の見える化(リスクアセスメント)検討小委員会(平成28年度第1回)開催

1月14日、建荷協長野県支部事務局において平成28年度第1回「危険の見える化(リスクアセスメント)検討小委員会」を開催いたしました。

昨年8月4日に実施した「危険の見える化セミナー」のアンケート結果に基づいて反省を行い、今後の改善の方向性を検討しました。

リスクアセスメントの事例をもう少し動的な臨場感のあるものにする、事例の漫画表現を生の現場に近い写真を使うようにすること、説明しやすい工夫をすること

等、各委員が改善の写真等を持ち寄って検討することとなりました。

また、本部モデルが昨年10月に出されましたが、特段の注目点はなく、参考に止めることとしました。

当セミナーは、安全教育として、管理者だけでなく職員が交代で参加していただけるようなものにして行きたいと思っております。

平成28年度は、長野市で7月28日に行う予定にしておりますので、各社ご参加の程よろしくお願いたします。

## 4 第2回地域協議会会長会議開催される

1月26日、ホテル国際21において、第2回地域協議会会長・巡回指導員拡大会議が開催されました。

まず、平成27年度の実施結果について報告があり、99の事業場に対し巡回指導を実施、うち事業内検査事業場は24、巡回指導参加者は延べ89人でした。巡回指導員は延べ14人が同行し、労働基準監督署からは3署にご同行いただきました。

記録表の記入誤り等が、検査業で1割、事業内で5割近くに認められ、実務研修・能力向上教育への参加が望まれます。

検査機器の保守点検が不十分などところも目立ち、事業内では5割に及ぶところで不備が認められました。

また、本部から、巡回指導参加者は全員巡回指導員に登録して傷害保険に加入する旨の指示がありました。本部と協議の上、来年度からは、全員に傷害保険をかける手続きを進めて行きます。

## 5 事務局だより

昨年「杭打ちデータの偽装・改ざん問題」が世間をお騒がせしている。横浜市の傾いたマンションの杭工事におけるデータ不正の発覚が端緒である。

当初、会社は、「物言いやふるまいからルーズな人だと感じた」など、杭打ち工事を担当した現場代理人の「個人的な問題」であるかのような説明をしていた。ところが、業界を調査すると、この工事だけでなく、この会社だけでなく、全国的に杭打ちデータ不正の問題が明らかになった。「杭打ち業界全体の問題」であったのである。

データ不正の原因は、杭打ちデータ機器の不調でデータがとれない、記録紙が雨に濡れて読めない、などの事態があったからだという。

「杭打ち工事のデータを記録し、元請け業者に正確に報告すること」は、建築基準法の規定にはないものの、監理指針や施工指針により要求されていたが、昔は、データを記録する機器が、その義務を確実に履行できるだけの性能を有していなかった。そのため、正確なデータが取得できなかった場合でも、現場で杭打ち作業を行う技術者の「経験と勘」によって、「杭が地盤に到達した」と確認されれば実質的に問題はないと考え、他の工事データを流用するなどして形式を整える不正が行われていたようである。

杭打ちデータの記録に関する「法令」が、現場の実態と乖離していたため、杭打ちデータの偽装・改ざんが「カビ」のように業界に蔓延していたのである。(次号に続く)

# 「表明・確約書」「暴力団排除条項」の文例

## 1 表明・確約書

- 表明・確約書とは、契約する際に、相手方から「自分は暴力団等反社会的勢力でないこと」、「反社会的勢力との関係がないこと」、「暴力団等反社会的勢力に類する行為をしないこと」及び、「下請けや関連事業者に暴力団等反社会的勢力を用いないこと」等を項目ごとに表明させ、これに「違背した場合」や「虚偽の申告をした場合」には「無催告で解約に応じ」、「これによって生じた損害を自分の責任とする」ことを確約させる文書です。
- 作成に当たっては、単に、文書末尾に署名押印を求めるだけでなく、記載内容を「理解して同意したかどうかの意思表示」をさせ、そのことを「相手方自身の行為（挙動）によって記録に残す」ことが重要なポイントとなりますので、項目ごとに、署名者本人に直接表明、確約（いたします・いたしません）の記載を求めるか、不動文字を丸で囲む方法をとることが重要です。
- 「表明・確約」を導入することによって、直接本人に、暴力団等反社会的勢力ではないことを確認することができ、また、その過程で、“疑い”があるか否かが分かって、契約前に排除できることとなり、契約後に排除する契約書の暴力団排除条項とは違った効果があります。
- また、契約後に判明した場合には、表明・確約違反となり、契約の解除及び相手方への損害賠償請求や、刑事的には「詐欺罪」としての立件を容易にする効果がありますので、暴排条項と併せて活用することが効果的です。

### 【表明・確約書の文例】

#### 暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書

〇〇株式会社  
代表取締役

殿

〔〇〇株式会社代表取締役〕

住所

(ふりがな)

氏名

昭・平 年 月 日生 ( 歳)

- 1 私[当社]は、現在又は将来にわたって、次の各号の反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明、確約（いたします・いたしません）。
  - ① 暴力団 ② 暴力団員 ③ 暴力団準構成員 ④ 暴力団関係企業 ⑤ 総会屋等、社会運動・政治活動等標ぼうゴロ
  - ⑥ 暴力団員でなくなってから5年を経過していない者 ⑦ その他前各号に準ずる者
- 2 私[当社]は、現在又は将来にわたって、前項の反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な交友関係にある者（以下、「反社会的勢力等」と言う。）と次の各号のいずれかに該当する関係がないことを表明、確約（いたします・いたしません）。
  - ① 反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係
  - ② 反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
  - ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力等を利用している関係
  - ④ 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係
  - ⑤ その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係
- 3 私[当社]は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを表明、確約（いたします・いたしません）。
  - ① 暴力的な要求行為
  - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③ 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - ④ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて貴社の信用を毀損し、又は貴社の業務を妨害する行為
  - ⑤ その他前各号に準ずる行為
- 4 私[当社]は、下請け又は再委託先業者（下請け又は再委託契約が数次にわたるときは、その全てを含む。以下同じ。）との関係において、次の各号のとおりであることを表明、確約（いたします・いたしません）。
  - ① 下請け又は再委託先業者が前1、2及び3に該当せず、将来においても前1、2及び3に該当しないこと
  - ② 下請け又は再委託先業者が前号に該当することが判明した場合には、直ちに契約を解除し、又は契約解除のための措置をとること
- 5 私[当社]は、下請け又は再委託先業者が、反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請け又は再委託先業者をしてこれを拒否させるとともに、速やかにその事実を貴社に報告し、貴社の捜査機関への通報に協力することを表明、確約（いたします・いたしません）。
- 6 私[当社]は、これら各項のいずれかに反したと認められることが判明した場合及び、この表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、催告なしでこの取引が停止され又は解約されても一切異議を申し立てず、また賠償ないし補償を求めないとともに、これにより損害が生じた場合は、一切私の責任とすることを表明、確約（いたします・いたしません）。

平成 年 月 日

署名

Ⓢ

(注) 契約相手（乙）に保証人がある場合には、契約相手、契約相手の保証人は各別に作成してください。

1から6までの各項目末尾の「いたします・いたしません」は、必ず署名者本人が、どちらかを○で囲んでください。

\*契約の主体によって、「私」「当社」を使い分けてください。

\*代表以外の役員について、必要と認めるときは別紙として住所・氏名・生年月日の記載を依頼するようにしてください。

## 2 暴力団排除条項

- 導入することで、事実上「コンプライアンス宣言」と同様の効果があります。
- 契約時に、契約相手を牽制し、偽装契約を抑制する効果があります。
- 契約後、相手方が暴力団等反社会的勢力と判明した場合、契約解除の根拠となります。  
暴力団排除条項を導入し、活用して行くことは、暴力団等反社会的勢力との関係を遮断するために極めて有効な施策です。  
また、これに加えて、前ページの「表明・確約書」の作成・提出を求めることが、相手の意思表示を更に明確にすることとなり、契約時の確認、事後の処理に極めて有効となります。

### 【暴力団排除条項の文例】

#### 第〇条 反社会的勢力の排除

1 甲は、乙が以下の各号に該当する者（以下「反社会的勢力」という。）であることが判明した場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- ① 暴力団
- ② 暴力団員
- ③ 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- ④ 暴力団準構成員
- ⑤ 暴力団関係企業
- ⑥ 総会屋等
- ⑦ 社会運動等標ぼうゴロ
- ⑧ 政治活動等標ぼうゴロ
- ⑨ 特殊知能暴力集団
- ⑩ その他前各号に準ずる者

2 甲は、乙が反社会的勢力と以下の各号の一にでも該当する関係を有することが判明した場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- ① 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
- ② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
- ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力を利用していると認められるとき
- ④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
- ⑤ その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

3 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して以下の各号の一にでも該当する行為をした場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて甲の信用を棄損し、又は甲の業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為

4 ① 乙は、乙又は乙の下請又は再委託先業者(下請又は再委託契約が数次にわたるときには、その全てを含む。以下同じ。)が第1項に該当しないことを確約し、将来も同項から第3項各号に該当しないことを確約する。

- ② 乙は、その下請又は再委託先業者が前号に該当することが契約後に判明した場合には、直ちに契約を解除し、又は契約解除のための措置を採らなければならない。
- ③ 乙が、前各号の規定に反した場合には、甲は本契約を解除することができる。

5 ① 乙は、乙又は乙の下請若しくは再委託先業者が、反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請若しくは再委託先業者をしてこれを拒否させるとともに、不当介入があった時点で、速やかに不当介入の事実を甲に報告し、甲の捜査機関への通報及び甲の報告に必要な協力を行うものとする。

- ② 乙が前号の規定に違反した場合、甲は何らの催告を要せずに、本契約を解除することができる。

6 甲が本条各項の規定により本契約を解除した場合には、乙に損害が生じて甲は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償するものとする。